

第三十一回 参議院文教委員會會議錄第十三号

昭和三十四年三月十日(火曜日)午前十一時九分開会

委員の異動

三月六日委員草葉隆園君及び前田佳都男君辞任につき、その補欠として大谷賢雄君及び川村松助君を議長において指名した。

三月七日委員吉江勝保君及び大谷豊潤君辞任につき、その補欠として伊能芳雄君及び劍木亨弘君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 相馬 助治君
理事 後藤 義隆君
中野 文門君
松永 忠二君
竹下 豊次君

委員

大野木秀次郎君
川村 松助君
近藤 鶴代君
下條 康隆君
林屋龜次郎君
岡 三郎君
坂本 昭君
湯山 勇君
前田 正男君
木原津與志君

國務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君

政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君
内閣官房副長官 鈴木 俊一君
文部大臣官房 齋藤 正君
文部省初等中等教育局長 内藤三郎君
文部省大学 学術局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
専門員

本日の会議に付した案件

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の手配に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案(湯山勇君外三名発議)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(坂本昭君外六名発議)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名発議)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案(衆議院提出)

○委員長(相馬助治君) これより文教

委員会を開会いたします。

委員に異動がございましたから、まず御報告いたします。

三月六日、前田佳都男君、草葉隆園君辞任、補欠として、川村松助君、大谷賢雄君が選任。

三月七日、吉江勝保君、大谷豊潤君が辞任、補欠として伊能芳雄君、劍木亨弘君が選任されました。

○委員長(相馬助治君) まず、三月五日開会いたしました委員長及び理事打合せの経過について報告いたします。

本日の日程につきましては、通日お手元までお届けいたしましたように、内閣提出法律案で本審査になっております盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律案、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律の一部を改正する法律案、公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案、学校教育法等の一部を改正する法律案、以上五件について提案理由の説明を聞いた後、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案について議することに意見の一致を見ております。

以上の通り、本日取り運ぶことに異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認

めます。

○委員長(相馬助治君) それでは、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案及び就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律の一部を改正する法律案について議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 今回政府から提出いたしました盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に関する法律の一部を改正する法律案、以上二件を一括して議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 今回政府から提出いたしました盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に関する法律の一部を改正する法律案、以上二件を一括して議題といたします。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律が昭和二十九年に制定されて以来、これらの学校への就学の奨励はきわめて大きな効果をあげてきておりますが、高等部の生徒に対する就学の奨励については従来なお徹底を欠くうらみがありましたので、今回この法律の一部を改正し、生徒の通学または帰省に要する交通費を新たに就学奨励費の対象に加えることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

次に、今回政府から提出いたしました就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律の一部を改正する法律案について、その内容の概略を御説明申し上げます。

現在、経済的な理由により就学困難な事情にある児童及び生徒に対しましては、義務教育の円滑な実施に資するため、教科用図書、学校給食及び医療に要する経費について、国の補助の制度が設けられておりますが、今回新たに修学旅行費について国の補助の制度を創設したいと存するのであります。すなわち、小学校及び中学校における修学旅行は、教育課程の一環として編成実施されており、その教育効果には見るべきものがあるものであります。これに要する費用は、困難家庭に對して相当の経済的負担となります。関係から、一生の思い出となるべき修学旅行に参加できない児童生徒が少なくないのであります。かかる困難家庭児童生徒を修学旅行に参加させ、もって義務教育の円滑な実施に資する趣旨から、国といたしましては、教科用図書等と同様の援助を与える必要があると考え、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律に所要の改正を加えることといたしました。すなわち、市町村が困難家庭の児童生徒に対し修学旅行費を給与いたしました場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する経費の一部を市町村に補助することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認

に御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(相馬助治君) 次に、公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案を議題といたします。

発議者を代表して、湯山勇君に提案理由の説明を求めます。

○湯山勇君 ただいま議題となりました公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案につきまして、提案者を代表して、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

近時、定時制及び通信教育に対する社会一般の理解は、次第に深められてきて、また、関係諸機関においても勤労青年教育が重視されるに至ったことは、まことに喜ばしいことであります。

しかしながら、夜間の定時制高等学校に勤務する教職員がきわめて劣悪な条件のもとで教育活動を行なっていることについての当局や世上の関心はいまだには薄い現状にあります。

そこで、夜間定時制教育に従う教職員がどんなに苦しい勤務を続けているかという実情の一端を申し上げますと、第一には、家庭生活上の問題があります。

すなわち、夜間に勤務する教職員はほとんど家庭的な雰囲気や団らんに入ることができないのであります。また、子女の学習指導やしつけについても学齢期以後は、ほとんど放置せざるを得ないのであります。

第二には、健康上の問題があります。不規則な食事や過労から胃腸障害が多く、冬季間には感冒の罹病率も非常に高いことは、かような特殊

の勤務状態による栄養不良や体力の脆弱化に起因していると考えられるのであります。また帰宅就寝が深更に及ぶため、睡眠不足や、過労が視力の減退に著しいのであります。

第三には、経済的な損失も決して少なくないのであります。たとえば食事は家族と別の時間に行なったり、あるいは外食、間食を余儀なくせられるため、暖房、光熱費や食費もよけいにかかるのであります。

また、生徒会指導、クラブ活動などの時間外指導等の関係で余分の交通費がかさんだり、他に宿泊せざるを得なくなったりしているという費用が要ることになるのであります。

以上のように、夜間定時制高校に勤務する教職員は昼間勤務の教職員に比し、物心両面で大きな負担苦痛に耐えねばならないのであります。

かような状態をすみやかに改善しなければ、夜間定時制教育を真に充実することはできないのであります。これらの悪条件の中には、夜間勤務の特殊性に起因するものや定員、予算の関係で早急に解決できない問題もあり

ます。それゆえ、とりあえず昼間勤務に比べて夜間勤務のゆえに負わされている経済的な失費については、これを補償し、少しでもその負担を減少していくことは夜間課程を主体としている定時制教育の振興上喫緊の要務であると存するのであります。

右のような理由から、実はすでに北海道を初め十数県において夜間定時制高等学校の教職員に夜間勤務手当が支給されているのであります。私どもは、かような措置が全国的に同じ程度において、かつ恒久的になされること

が本教育の上からきわめて必要であると存じ、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の内容の要点を申し上げますと都道府県は、夜間の公立定時制高等学校の教職員に対して条例の定めるところに従い、夜間勤務手当を支給しなければならないこととし、その支給額は三千円を基準として定めることとしたしました。

なお、本法施行に伴う経費としましては、別に提案しました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案で規定しておりますように、公立の定時制高等学校の教職員の給与費の四割を国が負担するという制度により、夜間勤務手当の四割に当る約二億円を、年間負担するという構想でございます。

以上でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう御願いたします。

○委員長(相馬助治君) 次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題に供します。

発議者を代表いたしまして、坂本昭君に提案理由の説明を求めます。

○坂本昭君 ただいま議題となりました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

わが国は、国土狭隘、人口稠密かつ資源に乏しい国であります。九千万国民が憲法に示された平和な、自由で幸福な生活のできる明るい社会を、建設

して参りますためには、高度の科学技術に基く産業発展が期待されねばならず、そのためには、すべての青少年に対し、平和的な国家及び社会の形成者としての高い教養と科学の進歩にふさわしい技術を付与する教育が、重視されねばならないことは申すまでもないところであります。

従いまして、年々義務教育を終えて直ちに職業についていく約半数の勤労青年に対しても、十分な教育を与えていく方策が確立されなければならぬことは申すまでもないところでございます。

このことは、とりもなほ憲法、教育基本法に定められた教育の機会均等を保障するうえでもあると思えます。戦後六・三・三・四の新教育制度が実施せられ、義務教育が中学校まで延長されるとともに、国民的教育の機会均等の理想を実現するために定時制教育及び通信教育及び通信教育の制度が実施されたことは、まことに喜ばしいことであります。

今、これらの教育を受ける生徒数の推移をながめますと、昭和二十三年の発足当初は十三万人でありましたが、翌二十四年には一躍三十万人となり、自後、逐年増加の傾向をたどり、二十七年には五十万人を突破し、高等学校の全生徒数の四分の一を占めるに至ったのであります。また、学校数におきましても、発足当初、独立校、併置校、分校合せて約一千校でありましたのが、二十八年には、三千校をこえております。

そして昭和二十八年には「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法が議員立法」によって制定され、同時に、

施設費についての国庫補助、教職員に対する給与費の国庫負担、雇用主に対する積極的な就学奨励の措置を講ずべきであることが、付帯決議として可決され、また、この付帯決議の線に沿って、新たに、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が、当文教委員会の提案によって、同三十一年に制定される等、法制上からの制度推進の努力も重ねられて参ったのであります。

しかるに、近年この重要な教育制度がいろいろな点で危険に達着いたしておりますが、これはまことにゆゆしき事態と申さねばならないのであります。すなわち、第一には、地方財政の窮乏と、これに應ずる国の補助金の手薄の整理・統廃合が行なれつつあることを、指摘しなければならぬのであります。文部省調査によりますと昭和三十一年度におきましては本校二十五校、分校四十四校、計六十九校が廃止されています。また、本年度は本校二十校、分校四十四校、計六十四校が廃止されています。

このように、重大な事実の陰には、教員定数の削減、あるいは施設、設備の不足、ひいては生徒数の減少等という憂うべき悪循環が全国的にひそんでいるのであります。また、最近定時制通信教育を受ける使用人に対する、雇用主の理解は漸次深まりつつあるというものの、なお多くの雇用主の理解、

協力は不十分で生徒の就学困難の事実
もうかがえるのであります。

このことについては、中央青少年問
題協議会においても、つとに論議せら
れ、昭和三十一年に「定時制高校に学
ぶ働く青少年の教育保護福祉対策要
綱」が決定され、さらに「定時制高等
学校（通信教育を含む）に対する財政
措置について」という意見書がなされ、
政府に財政上の特別措置が要望され
ておるのであります。

そもそも、昭和二十三年、定時制教
育制度の発足に当りましては、特に勤
労青少年の教育振興をはかりました
に、「市町村立学校職員給与負担法」と
ともに「公立高等学校定時制課程職員
給与国庫補助法」が制定され、定時制高
等学校の職員の給与費は、都道府県の
負担とし、その四割は国庫において補
助することとなり、本制度の財政的基
礎が固められたのであります。昭和
二十五年以降は、地方財政平衡交付
金制度の実施によって教育費は、交付
金に算入され、四割の国庫補助金は打
ち切られることとなりました。

その結果、現在定時制高等学校の職
員給与費は交付金として県財政に組み
込まれているというものの、これは使
途についての制限がないために、地方
財政が窮乏すればたちまち犠牲に供せ
られていくという事態を生じますこと
は前述の通りでございます。この点、発
足当初の形のように、国から直接給与
費を負担する制度が、ぜひとも必要で
あることを痛感するものであります。

また、施設設備の不備を改善してい
くために、さらに国の財政措置を強化
するとともに、生徒の就学を容易なら
しめるための奨学措置、使用者の協力

措置等を積極化することはわが国の文
教振興の大方針からいっても、ぜひと
も推進されねばならない点であると信
じ、ここに本改正案を提出いたしました次
第でございます。

次に、本法律案の骨子について説明
申し上げます。

第一には、第三条において新たに勤
労青年で経済的理由により定時制教育
または通信教育を受けることの困難な
ものに對し、国及び地方公共団体は適
切な奨学措置をなすよう考慮するこ
と、また、定時制教育または通信教育
に従事する職員の定員及び待遇につ
いても、同様に特別の措置を講ずべきこ
とを規定いたしました。

第二には、第三条の二として勤労青
年の使用者は、勤労青年が、定時制教
育または通信教育を受けることを不当
に妨げたり、不利益な取扱いをしては
ならないことを規定いたしました。

第三には、第五条の公立高等学校に
ついての国の補助制度を二分の一負担
の制度に改めるとともに、従来、欠け
ていた施設を新たに対象といたしまし
た。また、さらに、公立の定時制教育
並びに通信教育に従事する教職員の給
与費の四割を国庫で負担することを新
たに規定いたしました。

第四には、第六条において従来私立
学校に対する国の補助対象は定時制教
育の設備のみに限定されておりました
のを新たに、その運営費をも対象とい
った次第であります。

以上、本法律案の提案の理由及び内
容の概略を申し述べました。何とぞ慎
重御審議の上すみやかに御賛同下さ
いますようお願いいたします。

○委員長（相馬助治君） 次に、学校教
育法等の一部を改正する法律案を議題
といたします。

発議者を代表して、松永忠二君に提
案趣旨の説明を求めます。

○松永忠二君 ただいま議題となりま
した学校教育法等の一部を改正する法
律案につきまして、その提案理由と内
容の概要を御説明申し上げます。

学校教育におきまして、寮母、養護
助教諭、実習助手並びに大学の助手等
は、それぞれ特殊な、かつ重要な職責
を持っておりまして、それゆえ、それぞ
れの学校において、これらの職に携
わる人々を置くことが、これらの職を明
確にしますとともに、その身分を確立
いたします規定を設け、法の整備をは
かることによりまして、学校教育の運
営を一そう円滑にするため本法律案を
提出いたす次第でございます。

まず、寮母について申し上げます。
近時、特殊教育に対する関心が深ま
り、特殊教育を促進させる見地から、
「盲、ろう学校及び養護学校への就学
奨励に関する法律」の制定を見ており
ますが、これらの学校におきまして
は、寄宿舎に置かれていた寮母の果し
ます役割とその教育的効果はきわめて
大きいのでございます。

従来、寮母は学校教育法施行規則に
よりまして、盲、ろう学校のみで置く
よう規定されておりましたが、一昨年
十二月の改正により、養護学校にも置
くことに改められておりました。ま
た、従来寮母の資格については、何ら
規定がなく、その身分につきまして
は、教育公務員特例法施行令第三条に
より特例法の準用が規定されていたの
でありますが、今回、学校教育法にお

いて盲、ろう学校、養護学校には寮母
を置くことを規定し、その職務規定を
定めるとともに、教育公務員特例法に
おいて身分を明確にいたそうとするも
のでございます。

次に、養護助教諭と実習助手につ
いて申し上げます。従来、養護助教諭
はその資格に関しましては、教育職員免
許法に規定がございまして、また、実習
助手につきましては、国立学校設置法
施行規則第十二条並びに高等学校設置
基準第十二条におきましては、これを
置く規定がございまして、両者とも
に教育公務員特例法の準用を受けるこ
とは寮母と同様、施行令第三条によ
り定められておりますが、特例法に規定
する教育公務員には含まれていないの
であります。

なお、従来両者の職務につきまし
て、学校教育法施行規則には何ら規定
がなかったものであります。去る昭和
三十二年十二月四日制定の文部省令に
よる学校教育法施行規則の改正により
まして、養護助教諭は第四十九条で、
実習助手は第六十四条の三でそれぞれ
職務規定を追加いたしておりますが、
法律による定めはないのであります。

これらの養護助教諭や実習助手がそ
れぞれの学校におきまして果してあり
ます職務が、それらの学校の教育に欠
くことのできない重要性を持っており
ますことは、ここにあらためて申すま
でもございせんが、特に、近時、科学
技術教育の振興のために、実習助手の
必要性が痛感されているのであります。
従いまして、先に述べました寮母と
同様に、その学校教育法及び教育公務
員特例法におきまして、養護助教諭と
実習助手を加え、その職務と身分関係

を明確に規定いたそうとするものでご
ざいます。

最後に、大学の助手について申し上
げます。現在、学校教育法には、大学
に助手を置く規定がございまして、そ
の身分に関しましては、教育公務員特
例法施行令第二項で特例法を準
用することになっておりますので、こ
れを改めまして特例法上の教育公務員
にしようとするものでございます。

以上が改正点の要旨でございます。
これが改定点の要旨でございます。
運営に大事な役割をになつていく人々
の職務と責任と身分を明確にしよう
とするものであります。これによりまし
て、これらの職員の職務についての責
任感と自信と希望がより一そう高めら
れ、さらに、その資質が向上し、待遇
等も漸次改善されますならば、学校教
育振興上、きわめて適切な措置である
と信ずるものであります。

何とぞ、十分御審議の上、御賛成下
さいますようお願い申し上げます。
○委員長（相馬助治君） ちよつと速記
をやめて。

（速記中止）

○委員長（相馬助治君） 速記を始め
て。

以上、五件の法律案に対する質疑等
につきましては、いずれ委員長・理事
打合会で協議の上、決定いたしたいと
存じます。

○委員長（相馬助治君） 次に、国立学
校設置法の一部を改正する法律案を議
題に供します。

質疑のある方は、順次御発言を願
います。

○坂本昭君 国立学校設置法の一部を

改正するこの法律案の実施に伴いまして、新潟、富山、岐阜、こういとうとて、三つの短期大学ができることになり、この短期大学ができることについて、職員の名目はどういふふうになるか、そのことも説明をいただきたい。

○政府委員(緒方信一君) 三十四年度に増員いたします教授の数は、新潟、富山が一名、岐阜が二名です。これは、三十四年度におきましては一般教育から始めるということに相なり、とりあえず専門課程に進みますに従いまして年次計画でさらに充実をしていきたい、こう考えておるわけでございます。この三つの短期大学は四年制の大学に併設をするものでございまして、その教育につきましては、その併設をされる大学の学部から教授陣容を応援をいたしまして、そうして教育の内容を充実していく、かような考え方に立っておる次第であります。

○坂本昭君 そうすると、短期大学の教育、それから一般事務、これは従来もそうでありましたけれども、またこの新しい設置の学校においても、結局学部の方からの教員と事務員、こういう人たちが非常な負担をすることによって実施をしていく、そういうことになるわけでございます。非常に私は負担がかかるのではないかとおもうのでありますけれども……。

○政府委員(緒方信一君) ある程度、大学に付設をいたします趣旨も、その学部からの豊富な教授陣容でこれを応援をしていくというところに教育の効果を上げることができるといふ関係も

ございまして、併設をいたしたわけでございますが、ただしかし、それだけで済ませようというところではないのでありまして、初年度といたしましては、今申しましたように、必ずしも十分ではございませぬが、さらに事務職員を含めまして、学年進行的にやっていくという計画は別に持っておるわけでございまして。

○坂本昭君 たった一人先生——教授をふやしたって、それはとても十分な教育はできないと思うのです。もちろん、それは初年度だから一人だけれども、第一、親元の学部の方——今、豊富という言葉を述べたのですが、実際豊富なんですか。

○政府委員(緒方信一君) 今申しした言葉は、豊富だと申しましたが、その親元の大学の教授陣容を十分活用いたしまして、そうして短期大学の教育内容も充実していきたい、こういう趣旨で併設しておるわけであります。この趣旨は十分生かしていきたい、かような意味で申し上げたのであります。

今申し上げましたように、まあ事務職員等もこれはふえますから、事務もふえますから増員しなければならぬのでありますけれども、まず、とりあえず初年度におきましては、学生数も八十名ずつということでございますから、さらに二年度になりました場合に、これをふやしていきたいという計画は別に立てておるわけでござい

○坂本昭君 その計画内容を……。
○政府委員(緒方信一君) これは、なお予算の問題もございまして、具体的には、三十五年度の予算に計上することになりますから、予算折衝を経

ければならぬ。しかし、私もとしましては、これは今年度の分を含めまして、岐阜の場合は十七名、富山の場合は十四名、新潟も同様十四名、これまです。やりたいたいという計画を立てております。

○坂本昭君 あまり豊富ではないというふうな——最初は豊富だという説明がありましたが、どうもそれほど豊富ではないから、大いに活用されたいというお話ですが、これはなかなか大学教育の基本にわたる問題として、きょうはまあ、こればかり質問するわけにいきませんので、特にまた、あらためて私はこれは検討を要するのではないかとおもうのです。しかし、いずれにしても、活用される方の先生としては、私

は大へんなめんどろなことが起るのではないかとおもうのです。ことに、現在の学部も私は十分な教育活動、あるいは研究活動も行われないに際し、こうして短期大学をふやしていくということになると、短期大学の方も、それからまた親元の学部の方も、両方とも

が充実をしない、そういう非常にあぶはちとろずの結果になるのではないかと、そういうことを非常に心配いたしました。特に、今活用と言われましたけれども、結局かけ持ち授業になるわけですね。そうすると、地方の新制大学、こういう新制大学の充実のために、かけ持ちなどをやっておったのではほんとうの教育はできないのではないかと、むしろそのかけ持ち授業を避けるべきではないかと思ふのですけれど

も、いかがでございますか。
○政府委員(緒方信一君) この三つの短期大学は、これは勤労青年のために教育の機会を与えるという趣旨で、夜

間の三年制ということでありまして、独立の学校ではないわけでありまして、独立じゃありません。昼間に独立した授業を行うという学校ではないわけでありまして、夜間に……で、まあ特に今度設置されます各地方におきましては、あるいは定時制の高等学校を卒業したあと、さらに大学教育としての勉強をしたい、こういう希望が非常に強い。そこで、地元におきまして、非常な要望があり、大学としても十分検討いたしまして、こういう短期大学を併設したいという希望に基づきまして、私もそれを取り上げて、短期大学を設置したいということをきめたわけでありまして。御指摘のありま

ことは、地方大学の教員の充実という一般的な問題にかかわりませう一般的になお進めていかねばならぬ問題と考えるわけでありまして、しかし、この場合、短期大学を併設する、という趣旨は、今申しましたように、昼と夜とかけ持ちされる先生の御苦労は大へんでございまして、趣旨はそういう趣旨でございまして、現在もすでにこのほかに二十校ほどござい

ますけれども、さらに三校加えて、そういう勤労青年のために教育の機会を与える趣旨でこれらの大学を設置したい、こう考えておる次第であります。○坂本昭君 今お話しのかかけ持ち、兼任しておられる学部の教員が大体どれくらいあるか、おわかりになりますか。

○政府委員(緒方信一君) これは、おのの大学におきましてその授業計画は立てておるわけですが、これも、一々につきまして詳細な資料を私に持たないわけでありまして、これは、大

学として十分検討いたしまして、その計画を立てておる次第でありまして、ちよつと今お示しできないことはまだに残念でございまして。御了承いただきたいと思います。

○坂本昭君 それでは文部省の方で、今どの程度短期大学の授業を兼任しておられる学部の教員がおられるかという、その員数と、その兼任しておられる教授の夜間の授業時間、どのくらい時間を使っておられるかということ、それから先ほどの法律案の提案にも、夜間高等学校の教職員に対するいろいろな手当の問題が出ておる。それと同じように、一体、兼任教授の手当はどのくらい出しておるか、そのことを、これは今御返事がないようですから、資料として本委員会に御提出を願いたいと思ひますが……。

○政府委員(緒方信一君) 今の御要求は、この三大学についてでございまして、一般的な趣旨でございまして、調製して提出したいと思ひま

す。○湯山勇君 今の坂本委員の御質問に関連してお尋ねいたしますが、実は国立の短期大学で同じような種類のもの、定員も、つまり学生定員もほとんど同じような学校でありながら、教授の定員が非常にまちまちになっておると思ひます。たとえば申しますと、山形の工業短期大学は教授の定員が五

名、助教が二名、助手三名の計十名。ところが、非常に悪いのは京都の工芸繊維大学ですか、あそこなんかは教授が三名で助教、講師ゼロ、助手三名、合計六名、非常に定員が違つておるのですが、これはどういふわけ

こんな違つておるのか。それからまた、同じ短期大学の事務職員に至りますと、これまた非常に違つておるのですね。たとえば多いのは電気通信の十二名、それから山形などの十名、あるいは名古屋工業の九名、こんなのがあるのに、京都の工業繊維大学なんかは三名です。こういうふうな、同じような生徒数で、学生数で、非常に定員がまちまちになっておる。そこで、この京都の工業繊維大学の短大あたりは、定員六名に対して、今、坂本委員の質問にありましたように、学校のやりくりによつて十二名の教官といひますか、そういうものを動員してあります。ところが、学校によると、定員十名に対して現員八名くらいしかなくて、それでやっていると、非常にまちまちなので、今回こういうふうな短大を三校おふやしになる、そのおふやしにしたのが、同じような形で非常に少い教授、助教授等の定員で、事務職員も非常に少いということだと、確かに今、私が例をあげて申し上げましたように、本学部の方へ非常な迷惑をかけるということになるのではないかと思うのです。こういう非常に不均衡な状態にある教授定員とか、事務官の定員といふものについては、すみやかに正さなければならぬのじゃないかと思ひますし、そして新しくできた短大についても、同じような大体、この程度という水準にしておかないと、これは將來非常に問題になるのではないかと思ひますが、この点については、どういふふうにお考えなのか、承りたいと思ひます。

職員組織の基準につきましては、設置の基準が一応あるわけでございます。それに従つて設立がされていくわけでありまして、ただ、その内容といたしましては、学部の種類等によりまして、これはまあ若干の違ひが出てくるわけでありまして、しかしまあ、絶対と申しまして、いろいろな沿革を経て今日に至つておるわけであります。年々教官の定員の充実に努力をして、十分に行つていないところが御指摘のようにあるわけであります。これは予算といひまして、まあ毎年これはやつておりますが、さらに努力をしまして、今お話のございましたように、基準に達するように今後も努力を継続していかねばならぬと、かように考へておる次第でございます。

○湯山勇君 よくわかりました。その沿革というのは確かにあると思ひますが、そういう沿革は、いい沿革はいいですけれども、悪い沿革はすみやかに正されるようにお願いしたいと思ひますが、特に目につくのは、京都の工業繊維大学が非常に条件が悪いと思ひます。これは今おっしゃつたような沿革もあるかと思ひますが、こういう一瞥表を見ますと特に悪いと思ひますが、これは来年度等において何かお考えになつておられるかどうか。まあ関連してお尋ねしたいと思ひますが……。

○政府委員(緒方信一君) これは、さらに将来の予算の問題になりますので、具体的には今はつきり申し上げることはいたしかねますけれども、全体を含めまして十分検討いたしてみたいと考へております。

○坂本昭君 ただいまの短大の兼任教授の数、それから授業時間、それから手当、この明細については、後刻資料を出していただくという約束をいただきましたが、一般的にいつて、短大の授業をやつておる、いわば兼任して、ある意味では内職的な状態になつておることは、私ら資料を見なくても間違いないと思ひますが、そのために昼間の学部の授業に影響があるとか、あるいは病人が非常に多い、そういう実情はございせんか。それからまた、文部省当局として、そういうものについて、もうこれで十分であるといふふうに今お考えになつておられますか。

○政府委員(緒方信一君) 結論をいたしまして、これで十分であると思ひておるわけではありせん。これは先ほど申しましたように、基準があるわけでございます。基準まで高める努力を続けてやつていかねばならぬと考へます。

今、お尋ねのありました、兼任のためには特段に病氣が出るというようなことは、ないよう存じておる次第でございますが、あるいはまた、昼間の授業にそう支障があるといふふうには考へていないわけでございます。しかし、教育の内容を充実するためには、さらにこの組織におきまして、これは向上していかねばならぬ、かように思ふわけであります。

○坂本昭君 やはり夜おそくまで頭を使う。ことに夜、肉体も使つて授業されたならば、昼間の授業に差しつかえないことはなからうと思ひます。で、私たちがまたこの法律案によつていろいろな点が促進されることも認めますけれども、この際、また大学の教育問題について、特に勤労青年の夜間の教育については、十分検討していきたいと思ひます。

時間、いいですか。

○委員長(相馬助治君) まあ、さつき言つたように、一応協力願つてね、なるべく早くに御希望しますが……。

○坂本昭君 そうですか。それじゃちょっと簡単に……。

今のことに関連しまして、この前予算の説明がありましたが、その中で、名古屋の工業大学、それから九州工業大学、この大学の工業短期大学部が夜間工學部に転換をする、そういうふうなことがありましたが、その計画をちょっと御説明いただきたいのです。

○政府委員(緒方信一君) これは、現在の今の両大学には、夜間の短期大学部が併設されておりますけれども、これを土台にしまして、第二学部として転換をしたいという趣旨であります。それで、短期大学といふものは夜間三年でありまして、これが第二部になりましますと、修業年限五年になる。まあ実態としましては、従来の短期大学を基礎にして、五年の学部に転換をするという計画でございます。その内容を申し上げますと、学科が土木工学、機械――上げますと、学科が土木工学、機械――今のは名古屋工業大学の方でございますが、土木工学、機械工学、電気工学、工業化学、これで一学科当りの学生定員四十名でありますから、四、四百六十名の学生定員で出発するといふことでございます。それからちよつと申し落しましたが、教授陣容の増加は、教授一、助教授二、計三名がふえるといふことであります。これは今も御説明申しましたように、短期大学部を基礎にしまして転換をするわけでありまして、これも計画に従つて、漸次充員をはかつていく計画は別持つておる次第であります。

それから九州工業大学の方は、学科が機械工学、電気工学の二学科であります。いずれも学生定員は三十名ずつであります。で、教官は、教授一、助教授一、計二名が増員になるということになつております。

○坂本昭君 今の御説明によりますと、その三年の修業年限が五年に伸びるわけですね。それから、つまり短大がなくなつてしまふので、つまりその地方の勤労青年が、夜教育を受け、しかもその期間が五年に伸びる、こういうことは、非常に勤労青年にとつては、教育上、非常に支障があるものであります。そういう点はどのようにお考へになりますか。

○政府委員(緒方信一君) 夜間学部、これは国公立とも現在相当ございします。国立におきましては現に六学校あるわけでありまして、やはり勤労青年といたしましては短期大学だけじゃなく、学部レベルの学力をつける、あるいは資格も持ちたい、こういう要求があるわけでありまして、その要求にこたえるという意味で、これは相当意義があるのじゃないか、かように考へるわけでありまして、勤労青年のためのいろいろあるわけでございまして、そういう希望にこたえて、この夜間学部といふものは効果があるのじゃないかと、こう思ふわけであります。

○坂本昭君 それは、学部がその内容をよく高めるということはいいいですけれども、勤労青年にとつて五年間も夜

勉強をしていくことは、希望はあってもなかなか実情に沿わない点があるのじゃないか、私はその点をつまみお尋ねしておるわけです。

○政府委員(緒方信一君) 今も申し上げましたように、従来の例もございまして、私はその地方の要求に沿つておると、こう考へておるのであります。このたびも大学としてこのことを希望をいたしましていろいろの検討の末、こういう計画を立てたわけでございしますから、意義のあるものと考へます。

○坂本昭君 そうすると、さような転換はほかの短期大学にも、それは希望によつてそういう措置をするということとは考へられると思うのですけれども、現在でもやはりそういう計画は他にもございしますか。

○政府委員(緒方信一君) このほかには目下のところはございしません。今後あるいは出て参るかもしれません、目下のところはございしません。

○岡三郎君 関連してお尋ねします。私、一言聞きたいのですが、高等学校でも短期大学でもそうですが、この前、視察に行ったときに、茨城大学の短期大学でちょっと聞いたことがあるのですが、やはり夜間の生徒については非常に熱心だ。しかし、一番問題は、私が考へたのは健康管理です。健康管理という面で文部省がもっと考へてやらぬと、学生の自覚に待つといつても、就業して仕事をしておるものが業を終えて学校へ飛んでくる。それが非常に距離的にいいし、経営者が理解があるものならば割合にそれがよくいっておるが、そうでないところは非常に無理をしておる。まあ、これは夜間の高等学校もそうですが、ほとんど

勉強をしていくことは、希望はあってもなかなか実情に沿わない点があるのじゃないか、私はその点をつまみお尋ねしておるわけです。

ど食事をしないで授業をやつて、まあいいという部面のはパンと牛乳をちよこちよこやり、帰つて寝るときに食うなら食うというところが長い間やられておるわけですよ。それがさらに継続して、大学へ行つて夜間長期にやるといふことになるという、これは相当の社会問題がここに内包しておる。それに私は聞いてきて、また自分で感じたわけですよ。この健康管理という面をどう考へておるのか、これは私、大学学術局長に聞きたいと思つていたのです。夜間部の学生が長期になれば長期になるほど、相当發育盛りのときに無理する。だから、その面について、ある程度これはやはり勉強させる機会を与えるということとともに、国として病氣を多く出してしまえば結局それは非常に損失ですから、これをどう考へておるか、それをちよこちよこ聞きたいと思ふ。

○政府委員(緒方信一君) 今のお話は、勤労青少年の教育の全体にわたる相当重要な問題だと思ひます。ただ、一般的に申しまして、大学における学生の厚生補導事業というものは率直に申しましてまだ十分じゃございしません。国立におきましても、公私立におきましても同様でございします。厚生補導事業に対する予算をふやし、今お話のような健康管理についても、十分力を注ぐという努力をしておるわけでございます。来年度の国立大学の予算におきましても、厚生補導費は若干まあ増額をいたしておることでありまして、今御指摘のように夜間に学ぶ学生が相当健康を害するのじゃないかという心配も確かにあるのだから、今申しましたように、大学一般の厚生

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 それ、大臣にちよこちよこ聞きたいと思ふのですかね。私は、これは前から心配しておつて、高等学校等においてはほつぽつ給食の問題に

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 それでは私は、現在夜間部に就学している学生、生徒、これの一本文部省は健康診断ですかね、これをやはり四六時中といつても、予算の問題がありましてしょうから、とにかく一ぺん私やってみる必要が十分国家的なものとしてあると思うのです。というのは、一年で上つたときに丈夫な子供が二年、三年とだんだん伸びていくに従つて途中で休学している者が相当出てきていていふふうな、まあ無理して卒業しても、卒業してからだいたいぶ倒れている者が多いのじゃないか、こういうことも聞くわけですよ。だから、そういうふうな点で、具体的に文部省自体として、まあ一般に経済的に余裕のない人が夜間に入つていふふうなに見て差しかえないと思ふので、一ぺんそういうふうなことをやる必要は私はあると思ふのだが、それはどうですか。

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 それ、大臣にちよこちよこ聞きたいと思ふのですかね。私は、これは前から心配しておつて、高等学校等においてはほつぽつ給食の問題に

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 それでは私は、現在夜間部に就学している学生、生徒、これの一本文部省は健康診断ですかね、これをやはり四六時中といつても、予算の問題がありましてしょうから、とにかく一ぺん私やってみる必要が十分国家的なものとしてあると思うのです。というのは、一年で上つたときに丈夫な子供が二年、三年とだんだん伸びていくに従つて途中で休学している者が相当出てきていていふふうな、まあ無理して卒業しても、卒業してからだいたいぶ倒れている者が多いのじゃないか、こういうことも聞くわけですよ。だから、そういうふうな点で、具体的に文部省自体として、まあ一般に経済的に余裕のない人が夜間に入つていふふうなに見て差しかえないと思ふので、一ぺんそういうふうなことをやる必要は私はあると思ふのだが、それはどうですか。

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 それ、大臣にちよこちよこ聞きたいと思ふのですかね。私は、これは前から心配しておつて、高等学校等においてはほつぽつ給食の問題に

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 最後は、強く要望として申し上げておきますが、この点は相当有能な人間が経済的に恵まれないうに入つていまして、大部分、それで、これは今の技術界において、学部を卒業しない、あるいは高等学校を出ただけの中間的ないわゆる技術者の不足に対して、相当なある面においては期待を、確かに局長の言つたようにかけておる面もあるんです。あるんです。が、夜間で、昼間に仕事をしている子供が多いんですよ、割合。それだから、相当無理をしないやつぱりいい生徒がでかいでしょう。従つて、途中で相当ロスが大き過ぎておるといふことは、私は確かに指摘されておる点だと思ふんです。私もそう感じてきた。だから、今、大臣の言つたように、一ついわれるスポーツを当ててみて、そこで、そこを一つ一ぺん来年やってみて、それで、そこから一つの結果が出たら、これに對してもう一ぺんどう

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

○岡三郎君 それ、大臣にちよこちよこ聞きたいと思ふのですかね。私は、これは前から心配しておつて、高等学校等においてはほつぽつ給食の問題に

○政府委員(緒方信一君) これは、従来も調査をしたものはあると思ひますけれども、まあ今後とも気がつけてやつていきたいと、かように思ひます。

するか……。特に夜間学生の健康管理については、文部省としては積極的に御指導ありたいと思うので、これだけ一つお願いしておきます。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど申し落しましたけれども、文部省に学徒厚生審議会という審議会がございます。これは専門家によって組織されておりますが、この審議会で過去一年ほどかかりまして相当詳細な、健康管理も含めまして学徒の厚生全般にわたる方策をきめた答申が出ております。で、この内容を十分私どもも検討し、尊重いたしまして、そういう趣旨の実現に努めておるわけでございます。

○湯山勇君 だいたい九州と名古屋の短大が夜間の学部に変るという問題について、関連してお尋ねいたしたいと思ひます。なおまた、時間の関係で、私も単独で聞きたい問題はたくさんありますけれども、できるだけ関連で聞いて協力したいと思ひますから、委員長においてお計らい願いたいと思ひます。今、岡委員から健康管理の問題が出ましたが、実はこの夜間の学部に行つておる学生の就職の問題、それから、夜間の学部を出てからの待遇の問題、これは私は非常に今取り残された大きな問題だと思ひます。で、局長の御答弁によれば、学校の方の要望というふうなことでございしましたが、実は今、国立、公立、私立を通じて、夜間の学部に進んでおるものは、夜間の学部を卒業いたしましたも、現在の就職先では大学卒業の待遇を与えられない、もし大学卒業の待遇を与えたいと、そういうような要求をいたしますと、そういうポストがないから、それでは就職をせらうと、こういうこ

とを言われて、やむを得ず、せっかく勤労青年が希望に燃えて、今おっしゃったように、五年間も通つて大学を出た、しかし、出たことのそれに相当する待遇は与えられないで、もとのまままでやつていく。こういうことがたくさんあることを、これは局長もよく御存じだと思ひます。せっかくこのようにして九州、名古屋を短大から学部へ昇格といひますか、変更になりました。一向その学生にとっては希望の持てない、ただ五年間行くだけと——自分のためになることはもちろんだけれども、しかしそれだけで事は片づく問題ではないと思ひます。で、これは非常に大きい問題で、しかも夜間の学部へ行つておる学生の共通な悩みだと思ひますが、何か対策をお持ちであるかどうか。それから、今回、この夜間の学部に変る九州、名古屋等については、そういう点についての使用者側の方の何か要望もあるのかどうか、そういう点、一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) この問題も勤労青少年教育の問題として非常に重要なことだと思ひます。一般的な話では省略したと思ひます。今、この九州、名古屋の夜間学部の新設について申し上げますと、これはいずれも工業関係の学部であります。昼間勤めていて、勤める仕事の内容がいろいろあると思ひますけれども、あるいは事務系の仕事に従事してゐる、あるいは県庁で働いておる、こういう若い人が工業関係の学部に入りたい、こういうものが相当多いのじゃないかと私は思ふのです。現在その工業関係の短期大学も、そうであるが、国立大学におきましては、その卒業者の就職は相当いい

状況にあるように思つております。この両大学におきまして工業夜間学部、これを卒業した上は、これはいづれも御承知のように、工業地帯でありますので、その就職は割合にいいのじゃないか、かような期待をいたしております。具体的にその地元の業界からの話は必ずしもはつきり出ておるわけではございませんけれども、大学といたしましてはその点を十分考へての計画だと思つております。

○湯山勇君 今の名古屋、九州についてはある程度見通しがあるという御説明で、これはけっこうだと思ひます。しかし、実情は今のようなお話のようにいつていないところがむしろ多くて、たとえば工業系統の夜間の大学におきまして、せっかく工業高等学校を出て、そして現場についていながら、夜、学校に行つて、そして大学を卒業する、そういうものが実際は大学卒業生としての待遇を与えられないで、現在のまゝいつてゐるというのが大多数だと思ひます。私はそういう陳情をぜひ受けましたので特に申し上げたいわけですが、こういうことについては、夜間の学部を設ける場合にも、ある程度計画性を持たせるといふことも大事でなければ、それ以上に、あるいは労働者なりあるいはその他の関係機関と十分話し合ひになつて、そういうことによつて勤労青少年の学問に対する希望を失わせないようにする緊急な措置が必要ではないかと思ひます。この問題は、文部省としてきめて重要な問題だと思ひますので、これについては大臣からも早急に、使用者はもちろんですけれども、関係方面に連絡その他の方法をもつて

善処願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍伍君) しばしばそういうふうな御要望がございまして、文部省も今までも氣をつけて参つたつもりでございしますが、なお教科内容の充実にも努めると同時に、こうした学校の卒業生が社会で一般大学生として尊重されますように努力をいたします。

○松永忠二君 二、三の点をお聞きするわけでありますが、鹿児島大学に大学院を置くというこの提案が出ておるわけでありますが、今後大学院の新設をするということを今後の構想としてお持ちなのかどうか、その点をお聞きたいのです。

○政府委員(緒方信一君) 大学院新設に当りましては、大学院設置の審査要綱というのが出ております。これは文部省の省令というふうな法令的な根拠はないわけではございますけれども、もと、大学基準協会で定めたものでありまして、設置につきましてはこれを基準として審査が行われております。そして大学設置審議会の審議を経て設置が認可される、こういう手続をとっております。大学院は学問研究の最高の機関として置かれております。そこで、大学の学部の十分充実した、研究の施設設備におきまして、あるいは教官の陣容におきまして、十分充実をしたその学部の上に設置される、こういう建前でございます。従来国立といひまして大学院を置いて参りましたのは、旧制の大学の上に行われております。で、今後の計画でございしますが、これは十分学部が充実をいたしましたならばその上に建てるといふこ

とがございしますが、現在、これも今後の問題はございしますが、目下のところは具体的な計画は持つておりません。

○松永忠二君 旧制の国立大学の中で最後に残つた処置として、鹿児島大学に大学院を設置する。今お話しのように、基準に合えば、充実していれば作るといふ考え方だとすると、新制大学で、教授陣が充実して、しかも大学院を設置してほしいという強い希望のあるところもある。まあ話に聞くと、神戸大学の工学部とか、あるいはお茶の水女子大であるとか、あるいは静岡大学あたりの工学部等についてもそういう充実がされてゐるというふうには私たちが思ふのであります。そのほか教員養成を行う教育学部とか、あるいは学芸学部の中でもこういう希望を持つてゐるところがあるとか私たちが思つておられますけれども、やはり現在文部省としては、大体この辺で一応段階を置いて、そしてしばらく様子を見た上でやつていくという考え方がないか。あるいは最初、こういう制度が設けられたときに、考えられて教育学部を置いた方がよいという考え方が進められたい何かしだとかがある。そういうふうな点で、現実には高校の一級免許状というものを、修士の学位を有するといふことになつてゐることから見れば、やはり制度的に教育学部なり学芸学部のあるところにも大学院を置くといふことが建前だと私たち考へてゐるのですが、こういう方向で努力をしていくという考え方がないか。とにかくこの辺でひとまず様子を見て、打ち切つて、あらためて構想を持つていくといふ考え方がないか。その辺はどういふ

うな一体見当をされておられるのか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(緒方信一君) 大学院は、先ほど申し上げましたように、学術研究の最高水準を維持していくことが高い目標であらうかと思ひます。そうでありながら、この今の現存します七十二の大学の上に、そういうふうな意味で大学院を順次置いていくということとは相当無理ではないかと、こう考えます。七十二の、いわゆる

地方——特に地方大学を今後十分整備を行なっていくかなければならぬと思ひますので、整備をはかりますにつきましては、やはりそれぞれ特色のある方向に整備をしなければならぬ。特色があると申しますのは、ほんとうに学問研究を目標としてやっていくような方向、あるいはまた社会に要求されるというような人材を養成する。研究よりも、むしろ教育の方にそういう意味では重点を置くというような方向に進めていく方向が一つある。それも、なるべくおのおの特色を持たせるようにしていかねければならぬ。こう考えてやっていると、今、二の大学の名をおあげになりましたけれども、まだ十分学問研究の最高のレベルというには達していないのじゃないかと、こう考えます。もちろん、今申しましたように、おのおの特色のある方向にそれぞれ整備をはかって参りますけれども、必ずしもこれに大学院を置くという目標でやっていくということには考えていないわけでありまして、この辺で一段階かどうかというお話でござい

ましたが、これはもう少し、十分検討して、具体的には計画を立てていきたいと思ひます。

○坂本昭君 関連して。今の大学院の程度が必ずしも最高水準ではないというふうな御説明がありました。が、大学院というものは、それでは、高い学術、研究に主眼を置いていくことに主眼を置いているんですか。

○政府委員(緒方信一君) 少し説明が不足でございました。修士課程の方には、これは博士課程の足だという意味もありまして、これはやはり就職をするという意味も相当あると思ひます。しかし博士課程は、少くともやはり主眼点は研究者を養成するというところにあります。学問の追求をすることをまず第一に考えなければならぬ、こう思っております。

○坂本昭君 もう一つ……。しかし、現実の問題としては、この大学院という制度を作っておられながら、今の就職向きの修士と、それから研究向きの博士と、その場合に、実際は修士ばかりが製造されているのではないですか。ほんとうは博士課程を終えて学問の最高をきわめ、日本の学術の研究を推進しようというつもりでやってきて、その過程を卒業することができなくて、やむを得ず修士課程に落ちついて、そうしてやむを得ず就職をしていて、そういうのが現実だと見ざるを得ないと思うのですが、それはいかがでございましょうか。

○政府委員(緒方信一君) 現実の状況に對しましては、改善をはからなければならぬ点は多々あると思ひます。今おっしゃいましたような件もたしかに出てきておると思ひます。しかし、国として、私、今申しましたように、

やはり今後の研究者を養成をしていくというところに眼目を置かなければならぬのじゃないかと思ひます。研究者の後継者を養成していく。特に最近、科学技術の研究、教育の充実といううなことが叫ばれておるのでございませうけれども、その面におきまして将来の優秀な人材を確保するということがなかなか困難でございまして、大学院の博士課程は特にその面で役割を持たなければならぬ、こういう目標でなければならぬと思っております。

○坂本昭君 また、あとで聞きます。○竹下豊次君 関連しまして。大学院の増設の問題につきまして、数年前、私はこの文教委員会をやっておりますときに、松村さんが文部大臣のときであつたかと記憶しておるのであります。が、お尋ねしたことがあります。私のそのとき申しましたことを簡単に申しますと、大学院が十分に大学院らしい徹底的な研究を遂げることでございまして、その各大学院が十分に大学院と、あるいは必要なる国家財政が許されるということであつたならば、多

いにかしたことはないと思ひますけれども、しかしながら、日本の財政状態等から見ても、なかなかそうはいかない。結局アメリカその他の国に比べて財政は貧弱なのであるから、外国で持っているほどの大学院を日本で持つということもなかなか無理な点があるであらう。そうすると、残念なことだけれども、やむを得ない今日の日本の状態でもあるし、むしろ大学院を、ほんとうに大学院らしい大学院として研究を進めていくように考えなければならぬ。それについては、あまりたくさん

ふやすということは、これは門戸だけ広くなつて、實際研究を進めることがますます困難になつていくということになるのじゃないか。政府としても、大学院がたくさんふえれば、やはり予算も方々に配付しなければならぬ。一つの大学院が受ける予算額はそれだけ割合が減つていくことになるので、どうもほかの国の大学院の研究に比べて日本の大学院の研究は劣つていくということになることが私は非常に心配である。だから、むしろできるだけこの際は少くして、厳選主義をとつていく。そうしてそこに集中してのそういう人たちに負けないような態度をとらなければならぬのじゃないか。日本の今後の進展というのを考えてみるというところ、どうも資源は少いし、いろいろな点で経済的にほかの国に自然条件で劣つていくところが多い、それを補うには何でやるかといううことで、ほかよりもそういう方面で先に進んでいくということが、まあ唯一ではないけれども、重要な点ではないか。官学のうちにもいろいろ大学院もある、大学もあるけれども、文部省の予算の配付にしても、一部には非難が起るであらうけれども、むしろ重点主義でやっていく能力のある大学にはうんと配付していく、能力がないというふうにはまあ認められない大学には、気の毒だけれどもやむを得ない、しばらくしんぼうしてもやうというところでいかなければ、やむを得ないのじゃないか、残念だけれども仕方がない、まず、それからやってもらいたいのだということを申し述べ

たのであります。そのときの大臣は、大体私と同じようなお考えでありまして、そういう事情もあるので、今このころふやしていくという気持はありませんと、そういうことを、はつきり答えられた記憶が私あります。私は、今でもやはりそのように考えておるのであります。今、局長の答弁を承わつております。今、大体そういう方向がやはり今の文部省でもとられておるんじゃないかというふうには私は感心したのであります。文部大臣、その点につきましてもどういうふうにお考えでございましょうか。一つ簡単に考えを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) 實際問題として、大学院に就学する状況は、私もこの間、よく尋ねてみました。それが、必ずしも十分でございませぬ。それで、これをやはり国といたしまして修士課程、博士課程を経て十分な学問をやる人を養成するというところ、それから地元の大学等で、そのために施設をしたいという熱意、それからもう一つ、やはり学生自身が、どれだけ希望して入ってくるかというのをにらみ合してやって参らなければならぬ。が、よほどやはり現実には厳選を要します。と、實際問題としては、やはり大学院を増設していくという熱意なり、また入ってくる学生の希望の状況等から見まして、特に押えるという方法でなくとも、やはりなかなかできにくいような状態にあるとお考えをします。十分たまたまのお話も考えまして、厳選をいたして参りたいと思ひます。

親王の結婚の日が休日となります。法律と給与法十七条によつて一般職の常勤職員は有給休日となるわけでございます。ところが、一般職の常勤職員の中で、右以外に、五現業の職員があります。この五現業の職員につきましては、各主務大臣が今のようなことに準じて措置する。これは、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の四条、六条、これによつて常勤職員のうちの五現業は各主務大臣が今申し上げたことに準じて措置するので、これも有給休日となるわけであります。それから、今ちょうどお話がありました。一般職の中の非常勤職員があるわけであります。これは、国家公務員法及び給与法の第二十二條によりまして、各庁の長が今申し上げたことに準じて措置するようにいたしたい。

それから、特別職の職員があります。これは一般職の職員の例に準じて措置するようにいたしたいと思つておりますが、そのうち、お話のありました日雇い労働者、これは特別職になっております。日雇い労働者につきましては、労働省から通達を出しまして、その番に当たった者が休んでも給与を受けるようにと。そうでないと、日雇り等の順序がくずれますので、この休日当つておった者が休んでも給与を受けるような措置をとりたい。それから、地方公務員及び公社職員、これは国家公務員の例に準じて措置するように勧奨したい、こう考えております。で、それにつきましては閣議決定を必要といたしますので、それぞれの措置をとるように、すなわち、一般職の常勤職員につきましては、昭和三十

四年四月十日が有給休日とされることは、この法律が可決されましたらば当然なるのであります。それにかんがみまして、非常勤職員につきましても、一般職、特別職を通じて、当日に限って右の常勤職員の例に準じて取り扱うように適宜措置することとしたしたい。なお、地方公共団体、公共企業体に対しても、それぞれその職員について国家公務員の例に準じて措置をとられるよう勧奨するものとする。こういう閣議決定をとりつけないと考えております。民間だけはおつと政府の方でどうせよということではできませんが、民間の方もこれに準じて有給休日にするようにまあ勧めたいといひますか、そういうふうな期待をするようなことにしたいといひ、こう考えております。

○岡三郎君 今の点で、日雇い労働者については、考えているが、その日に当たった者にだけ休んでも支給すると、こういうことでは、やはり全体的に見て不公平になる。だから、どうしてもやはりこの日は全部の日雇い労働者諸君に対して金を出してやって、そうしてその日に当たっている日割りの人は次の日から一日繰り延べて順次日割りを延長していけばこれで狂いはなくなると思ふのです。そうしないと、当日に当たった人が休んで金をもらふという形だけで、他の方々に対して少しも恩恵が出てこないわけですから。国民こそって祝うということにならんと思ふ。だから、日雇い労働者については、一般的に十日は払ってやるということにして、当日の割当の労働者諸君に対しては十日を十一日にして順次繰り延べていけばいいのじゃないか。そ

うせんと、片手落ちになるのじゃないですか。その点、官房長官の……。

○政府委員（赤城崇徳君） これは労働省とあらかじめいろいろ話しておるのですが、日割りが大体はつきりしておりますので、日割りを狂わせると、かえっておかしくなるのじゃないかという話もあります。そういうことなものですから、日割りに当たった人だけを有給休日ということにしませんと非常に順序が狂ってやかまじいという話。官房副長官鈴木君も来ておりますから説明をいたします。

○政府委員（鈴木俊一君） 今の官房長官から申し上げた通りでございます。労働省とのお話し合いをいたしまして、日雇い労働者が失業対策事業として働きます場合には、まず職安に参ります。そうして当日その事業所まで参りまして、一応出づらなをそろえて、そうしてそれからあと就労しないでもその人の給与はもらふと、こういうような扱いにするのが一番いいんじゃないか、こういうことに目下のところいたしておるわけがあります。

○岡三郎君 それも一つの考え方かしらんが、それじゃ国民こそって祝うことにならぬよ、実際問題として。これは鈴木さんわかっていると思う。日割りが狂ってくるといつても、一日それ全部休みにすれば日割りはきちっと、次に狂わずやつていかれるのですから、たまたまくじ引きみたいに、その日に当たった者が金をもらふと、こういうことでは納得しない。だから、その措置をするならば、労働大臣と話をして、その日一応登録してあ

る者は出づらなをそろえて、きょうはお祝いだからといつてくれてやつてくれればやつてと言のは失礼だが、金を払う。そうして十日を十一日から始めると、これは明確じゃありませんか。何も混乱すること何もない。十日に全部出づらなをそろえてこいというにして、みんなそろつてもらつて、そうしてそれに伴つて払つて、あと、きょう就労すべき人はあすからまた漸次いくんだから、その様式で一つ承知するようにいふことではないか、何ら混乱を起す形はないと思ひます。

○政府委員（赤城崇徳君） よくそれは労働省と相談いたしますが、その日に当たらない者まで全部出してやるということはこれはおかしいと思ひます。これは給与でなくて何かほかうびというか、お祝いの金になつてしまつて、これはその日に働くべき者がその日に休みになつたから、働いた分に対して給与を出す、こういうことですから、その日に当たっていない者まで全部、日雇い労働者の登録をしている者まで給与を与えるということは、これは私は筋が通らないと思ひます。それでは何かほかうびといひますか、お祝いの品をやるといふことになる、これはちよつと……。

○岡三郎君 それはおかしいよ。お祝いという趣旨からいって。
○委員長（相馬助治君） 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長（相馬助治君） 速記をつけ

○政府委員（赤城崇徳君） 日雇い労働者の給与を支給する問題につきましては、岡委員のいろいろな意見もありましたので、こういうことも考慮に入れ

まして閣議決定に持ち込む前に検討したい、こう考えております。
○委員長（相馬助治君） ほかに御発言もなければ、本件に関する質疑は終局したものと思ひます。御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（相馬助治君） 御異議ないと認めます。

○委員長（相馬助治君） では、先ほどのお話し合いの通りに、議題をもとへ戻しまして、国立学校設置法の一部を改正する法律案を再び議題に供します。

質疑のある方は御発言をお願いします。
○湯山勇君 今、大学院の設置についていろいろお話があったわけですが、竹下委員からお話になつた点、私も前の難民文部大臣の御答弁が記憶に残っております。で、今の局長の御答弁によれば、大学院の設置基準というものが、現在、はかりに基準協会の案を準用してある、しかし基準協会というものは権威のある機関でないし、おそらくは任意団体だと思ひます。そういう任意団体の基準によつて、基準らしくない基準によつて運営されておるところに、今のいろいろな運動もあつたり、あるいは問題もあつたりするのではないかと思ひます。学校教育法を見ますと、設置する学校の基準は監督庁で定めることになつておりますから、大学院の権威ある設置基準というものは、当然、文部省において省令で作らなければならぬものと私は解釈いたしております。ところが今日まで非常に長い間たつておりますけれども、その設置基準がで

きないで、施設とか、あるいは大学院の定員の最低基準を文部省がきめたからといつて、これは別に学問の自由を侵害するということにならないと思ひますので、すみやかにきめたいと思ひます。将来の大学院の設置あるいは運営等をよくしていくためには必要ではないかという点を痛切に感じておりますが、これについてどういふふうにか、承わりたいと思ひます。

○政府委員（緒方信一君） 省令で設置基準をきめるといふことにつきましては、十分検討してみたいと思ひます。ただ、大学の設置基準におきましても、最初、基準協会等できめられたものを標準にして取り扱つておつたわけでございますが、三十一年に省令とした、そういう経緯があり、相当長い間研究のもとに出した。大学院につきましても、十分研究を遂げなければならぬと思ひます。それから、たゞいまのお話の中に現在の審査基準があまり権威がないものではないかというお話でございますが、審査は相当厳密に行われておまして、この点はつけ加えて申し上げます。

○湯山勇君 大体いつごろ大学院の設置基準はできる御予定なのか、それから、やはりそういうものがないと、予算折衝その他においていろいろ十分でないものがあるのではないかと、うな心配もあるわけですから。その二点。
○政府委員（緒方信一君） これはいつという時期は、今ちよつと明確に申し上げることは差し控えていただきたいと思ひます。

○湯山勇君 出すことは出すのです

○政府委員(緒方信一君) 十分研究をいたしたいと思ひます。それから予算折衝等が非常に不自由であるという現状はございません。

○松永忠二君 ここに調査室の方から資料が出ていますのでありますが、大学院を三月に修了する予定者、学位を取得した者、それからまた、まだ学位の取得をしないで現実にその大学院にとどまっている者、それからまた大学院にとどまっている者ができなくて、いわゆる就職してしまふというふうな方向へいく者、そのものの数について、明確に一つ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) ここに調査室から提出されているような数が大体でございます。

○松永忠二君 ちょっと。この中で、修了した者が九百二十五名、二百二十九名が学位を取得した者で、そうして就職希望者の就職状況というものがあるわけですが、ほかにそうすると、四百七十五と四百三と合わせて、それから二百二十九を合わせたものが、現実に大学院にとどまると、なお研究しているというものの数なんです。これは就職希望者の就職状況というところの数が少し多いので、卒業して学位を受領した者、それから在学してまだ学位を受領していない者、それから就職を希望し、また就職の決定している者と、こう三つに分けて考えると、少しこの状況ではわかりにくいと思ひますが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 三十三年三月修了の予定であった者が九百二十五名、その中で学位を二百二十九名が取得

している。その残余はまだはっきりわかっていないのです。そこで、就職をしない数がこれに出ておりませんけれども、九百二十五と、四百七十五あるいは四百三の差というものは、これは大体、大学院におとどまるとして研究を続けている者と見なければならぬと思ひます。修業年限につきましては、修士課程二年以上、博士課程はその上に三年以上というふうになってきているわけでございます。あとはまだ続けて修学しまして、そこで研究を積み、こう思うわけでありまして。

○松永忠二君 そうすると、あなたの御説明で、四百七十五と四百三というものがいわゆる留年者、つまりまだ在学して、そうして研究をして、まだ学位は受領しないで在学している者なんです。

○政府委員(緒方信一君) この差の五百何がしがさうだろうと思ひます。○松永忠二君 そうだろうと思ひます。もうすでに博士課程までいったけれども、論文が通らないので、学位を受領しないので、しかも学校にとどまることのできなくて、現実に就職している者と、こうあると思ひます。それ

を私は聞いていますので、あると思ひます。あなたはそのような数字をしっかりと、責任あるあれですから、発表して下さい。

○政府委員(緒方信一君) 精密な数字は、私の表は初めて見現しておりますから……。

○松永忠二君 あなたの表を聞いています。○政府委員(緒方信一君) そういうふうにお答えしておりますので、

今、五百というものが大学院に残って研究を続けている次第でございます。○松永忠二君 そうすると、九百二十五で、学位を受領したものが二百二十九で、それから五百が大学院にとどまっている者の数であつて、その残りがあれですか、もうすでに大学院を出て、就職なり、他の方面に行った人なんです。

○政府委員(緒方信一君) 学位をとつた二百二十九が、その就職をした者の数に入っているか、あるいは就職しないか、これは私、今こゝでははっきりいたしません。ただ先ほど申しましたのは、就職希望者が四百七十五あり、修了予定者が九百二十五ありますから、その差引きしました四百五十が大学院にとどまるとして研究を続けているのだと、こう申し上げました。

○松永忠二君 そうすると、この数字は度外視して、私はあなたの方からお聞きしたいのは、昭和三十三年の三月に学位を受領した卒業生は何名なのか、それから、まだ学位を受領しないで在学している者の数は何名なのか、それから、そのほかのいわゆる学校にはおらないで、就職をするなり、何か

在学をしていないという者の数は何名なのか、それを大学側の方の、文部省の方を一つお聞かせ下さい。

○政府委員(緒方信一君) 今の精密な数字は若干調べましたときによりまして食い違いがあるかもしれません。でございますから、さらにもう一べんこの表について検討して申し上げたいと思ひます。

○松永忠二君 精密でないものでもいいですから、大体の数はおわかりだと思ひます。今全然お持ちにならない

いことは無いと思ひますので、そういうことを私は聞いています。○政府委員(緒方信一君) でございますから、ここにあります数字としましては、予定者が九百二十五で、学位を取つた者が二百二十九、就職しないで大学院に残っている数、それが四百五十、こういうふうにして申し上げます。

○松永忠二君 そうすると、大学院の課程を修了したけれども、学位を受領しない者というふうなもの数は非常に多くなつてきておるわけでありまして、こういうふうな、この数字を見れば、国立について学位取得者が二百二十五、公立はゼロ、私立は四というふうな状態になつておるわけですが、これも、こういうふうな状態が出てくる原因というものは、どういふところにその原因があるというふうにお考えですか。

○政府委員(緒方信一君) これは論文を出して、その論文の審査は各大学の教授会でいたしますから、その論文審査の結果、これだけが通過して学位を取つた。で、論文を出さない者につきましては、なお研究を続けまして、将来、論文を出す、こういうことになると思ひます。

○松永忠二君 いや、私はそういうことはわかつてはいるのですが、実際には修士課程を終えて博士課程へいって、そうして指導を受けて論文を出して、そうしてそこにあるように学位を取得するというのが建前になつておるわけなんです。ところが、そういうことが現実に五六年間の課程を終えても、なおかつ所期の目的を達成することができない。極端なことをいへば、そこにもありますように、国立に

ついても六百九十八の中で二百二十五というふうな数になつており、私立でも二百十の中で四というふうなことになる。おつておるわけですから、これはやはり当初目的としたことに到達することではできなかったわけだ。大学院に入つて、そうして大学院をほんとうの意味で卒業するということができなかったというふうなことになると思ひます。従つて、こういうふうなことは好ましい現象では私にはないと思ひます。なんであつて、どういふわけであつて、こういう結果が出てきたのか、そうしてまた、こういうふうな結果が出てくれば、当然、大学院に長くおとどまると、留年生というか、そういう生徒が多くなつてくる。それについて、いわゆる一つの基準を定めて、何年間どの程度の範囲でとどまっているかということもきめられていようでありますけれども、次々とこういうふうな現象になつてくれば、結局とどまつていてる者も、早く博士論文が通らないと出て行けないという現象が出てくるわけだと思ひます。そういうふうになつてくると、非常にますます十分の研究ができなくなつてくるわけなんです。私はこういう現象は好ましい現象ではないと思ひますが、こういうふうな現象が出てきたのはどういふところに原因があるのかというところをお聞きたいわけだ。

○政府委員(緒方信一君) 博士の学位を取得する要件は、大学院に五年以上在学して所定の単位を取得すること、と、それから大学院の博士論文の審査と試験に合格すること、とあります。そこで五年間在学いたしますと、スクーリングを受けて単位をとる

ということとは大体できるのじゃないか、しかし、その上に論文の審査を受けなければなりません。その論文が通過しなければ学位はとれないのでありますから、その論文審査が、まだ三十三年度の修了予定者につきましては、五年間ではできなかった、こういうことだろうと存じます。そこで、そういうものはどうするかということでありまして、ただいまお話の中にもありますように、さらに続けて大学院に在学することができないような事情のものは、就職せざるを得ないという状況になっているかも知れません。しかし、なお相当数は五カ年以上大学院に在籍しまして研究を続けて、そして博士の学位論文を提出して学位をとっていく、かようなことになるだろうと思ひます。どういふ原因でこうなったかということでございますけれども、制度がそういうふうになっておりますから、三十三年度の修了予定者につきましては、こういう結果であつた、こう申し上げるはかないと思ひます。

○松永忠二君 博士論文が通らないので、そういう結果になったというが、これは五カ年間の単位を取得して、そして論文を出して博士の称号を得ていくということ、そういう目的でこへきておる生徒だと思ひます。そういうことが、つまりほとんど全員でなくとも、相当な数がそういうふうなことを終了して、そして博士の称号を得ていくということが当然であり、そういう目的のために大学院に入っているというわけですね。一体、博士の論文を通過するというようなことについては、大学院に入ってきた目的とは別のこと

なんでしょうか、それとも大学院に入ってきたのは、単位を取ってそういうふうな論文を通過して、博士の称号を得ていくということに目的を持って出てきたものだというふうに思ひますか、その辺はどうですか。

○政府委員(緒方信一君) 大学院の博士課程に入ります者は、学位論文を取ることと目的としておると思ひます。

○松永忠二君 そうですね、そういう目的としたことができなかったという事だから、私はやはり十分原因があることだから、原因を考えて善処をしていかなるべきだと思ひます。私たちが思うに、これはやはり大学院というものが充実しておらないから、結果的にこういう結果になったのだということとを言わざるを得ないと思ひますが、ほかに何か理由があるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 五年間では学位が取れなかったということでございます。今後は、今後取れる者が相当出てくると思ひます。それから大学院の充実に、なお今後やっていかなければならぬが、これは特別に、大学院につきましては一般大学よりも手厚い予算等も配付はしております。繰り返して申し上げますけれども、大学院の終了と申しますことは、学部四年を卒業して学位の称号を得るということとは違ひまして、一つの研究を完成して、その論文が教授会をパスしなければならぬということでございますから、これは一般学部の卒業と同様のものとは律しかねます。

○松永忠二君 やはり今あなたのおっしゃったのは、五年の課程を終えて、相当年数がたつてから論文を取って博士になつていくということが目的ではなくて、やはり五年間の課程を経て、その課程を経ると同時に論文を出して、それで数年の研究で博士になつていくということが制度の目的ではないのですか。あなたのお話を聞いておると、五年間は単位を取つていて、それからしばらく研究をして、それから取つていくのが普通だといったような印象を与えますが、私たちはこの制度はそういう制度ではないと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 制度の建前は先ほどから申し上げます通りで、学位規則という文部省令で定まつておるわけでありまして、それはやはり先ほ

どから申し上げますように、五年以上在学して単位を取る、それから論文の審査が通過する、こういうことが要件になつております。これは旧制の学位の場合も大体同じようなことであります。旧制の学位令につきましては、二年以上の研究に従事するという事になつております。研究会において二年以上。ただ違いますことはスクーリングが加つております。今お話のように五年間でスクーリングを終り、それから学位の論文も提出できる、こういう状況が理想だろうと思ひます。しかし三十三年度の学位の論文の審査につきましては、これは大学で与えるものでございますから、大学の審査が三十三年度につきましては、こういう結果になつたわけでありまして、なお、奨学金につきましては、御指摘のような点があると思ひます。これは十分また検討いたす次第でございます。

○松永忠二君 その点は、そうすると、あなたのお話を聞いてみると、別にこういうふうなことになるのも差しかえないのだ、これは大学は自分で博士論文を審査するのであつて、そしてその大学に五年間、修士課程から博士課程を通過して、そして単位を取つて、そして最後に論文を出して博士の称号を得ていくということは行われぬでもない、これは大して別に意に介することじゃないというふうに私は御答弁の中に聞かえるように思ひます。すよ。できるだけ、それとも五カ年間の課程の中で最終的には博士の論文を出して、そして称号を得ていくということが望ましいことであつて、もしそれがほとんど一人も得られないとい

うような状況になつておるといふならば、審査が厳重だということよりも、むしろ、そういうふうな研究を五カ年間にすることができなかったところから、つまり原因があるし、そういうために必要な大学院の充実もはからなければできないというふうに考えておられるのか、いや、それはそういうきめになつておるのだから、要するに、大学はなかなか論文を通過されないのだからということ、ただそういうふうなことを考えておけばいいのだというふうな、あなたの御答弁では非常に印象づけられるのですが、どつちなんですか。

○政府委員(緒方信一君) これは今おっしゃる趣旨が、大学院の整備をはからなければならぬということにございまして、これはもう十分今後もやっていかなければならぬと思ひます。ただ、差しつかえないか、あるかという点でございまして、制度の建前から言いますと、これで差しかえない、こう言わざるを得ないと思ひます。五カ年以上在学して博士論文の通過をしなければならぬということでございますので、五年以上の者でも博士論文を通過しないものは学位は取れない、こういうことになるわけでありまして、で、率直に申し上げます、大学院の審査基準、学位論文の審査の基準というのが相当高くなつてい

るのではないかと、こういうことは考えられるのでございます。いずれにいたしましても、この問題につきましては、今御指摘のありましたような点もございまして、今後それらの原因は十分究明していきたいと考えております。

○松永忠二君 博士論文が通らないので、そういう結果になったというが、これは五カ年間の単位を取得して、そして論文を出して博士の称号を得ていくということ、そういう目的でこへきておる生徒だと思ひます。そういうことが、つまりほとんど全員でなくとも、相当な数がそういうふうなことを終了して、そして博士の称号を得ていくということが当然であり、そういう目的のために大学院に入っているというわけですね。一体、博士の論文を通過するというようなことについては、大学院に入ってきた目的とは別のこと

なんでしょうか、それとも大学院に入ってきたのは、単位を取ってそういうふうな論文を通過して、博士の称号を得ていくということに目的を持って出てきたものだというふうに思ひますか、その辺はどうですか。

○政府委員(緒方信一君) 大学院の博士課程に入ります者は、学位論文を取ることと目的としておると思ひます。

○松永忠二君 そうですね、そういう目的としたことができなかったという事だから、私はやはり十分原因があることだから、原因を考えて善処をしていかなるべきだと思ひます。私たちが思うに、これはやはり大学院というものが充実しておらないから、結果的にこういう結果になったのだということとを言わざるを得ないと思ひますが、ほかに何か理由があるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 五年間では学位が取れなかったということでございます。今後は、今後取れる者が相当出てくると思ひます。それから大学院の充実に、なお今後やっていかなければならぬが、これは特別に、大学院につきましては一般大学よりも手厚い予算等も配付はしております。繰り返して申し上げますけれども、大学院の終了と申しますことは、学部四年を卒業して学位の称号を得るということとは違ひまして、一つの研究を完成して、その論文が教授会をパスしなければならぬということでございますから、これは一般学部の卒業と同様のものとは律しかねます。

○松永忠二君 やはり今あなたのおっしゃったのは、五年の課程を終えて、相当年数がたつてから論文を取って博士になつていくということが目的ではなくて、やはり五年間の課程を経て、その課程を経ると同時に論文を出して、それで数年の研究で博士になつていくということが制度の目的ではないのですか。あなたのお話を聞いておると、五年間は単位を取つていて、それからしばらく研究をして、それから取つていくのが普通だといったような印象を与えますが、私たちはこの制度はそういう制度ではないと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 制度の建前は先ほどから申し上げます通りで、学位規則という文部省令で定まつておるわけでありまして、それはやはり先ほ

るのにもう少し慎重に研究しなければならぬというので、今日まで私はきておるのじやないかと思う。私は先ほどの大学院の増置の問題とこれと密接な関係があると思つておりますが、とりあえずの問題は、今解決しなければならぬでしようから、根本的の問題の解決ができるまで、先ほどのこの法案に出ておる増設の問題を議論することは、これは無理だと思ひますから、大体賛成のつもりでおるわけでありすが、根本問題を政府としても慎重にこの際から考へて、勇氣をもつて一つ着手してもらう。つまり嚴選主義でいくか、もとの博士よりも程度の下つた意味の博士号というものを与えるか、さらにその上に大博士というものを作るかどうかといううなことを、これはもう根本的に考へなければ取り返しがつかないことになる。そして知識階級が、最高級の知識階級の人が、大きな不満を持つ失業者が非常にふえてくるとかいううなことは、国家としては大問題だと私は思う。これはどうしても政府の方で根本的に考へてもらわなければならぬ。またわれわれ議員としても、一緒に協力するということうな、実質的と申しますか、根本的にこれは検討しなければならぬ問題である、かように考へておるわけでありすが、もう大臣もお考へでありまして、一つ特にその点を私は希望を申しまして、根本的なお考へと勇氣をもつて一つ着手していただきたい。私は今までの大臣の悪口を言いたいわけでも何でもありません。實際やりにくかつた事情があるだらうと思つております。ことに大学の数とか、大学院の数にしましても、先ほども申しますよう

に、政治問題というものがからまってきたので、近ごろの政治の動きについてもいろいろ非難もありますが、そういう点から考えて、容易なことではないから非常な勇気を要する問題だと、かように考えております。こういう問題につきまして、大臣のお考えでもありましたら……。そうでなかったら私の希望としてお聞き願いたい。

○委員長(相馬助治君) ただいま竹下委員からだんだんの御意見もございまして、大学のあり方、制度等については、抜本的に考究するべき段階がきているというお説には、全くわれわれも同感でございます。ただ、ここで問題になっておりますのは、今、議題に供している問題でございまして、それはいずれの日にか真剣に取り扱いたい、かように存じます。従って、まことに恐縮ですが、先ほどから発言を希望しております湯山君の質問をお一人、今度立っただけでお許しして、そこで質疑を委員長としては打ち切りたいと思います。

○湯山勇君 それじゃ簡単に数点お尋ねいたしたいと思ひます。

一つは、現在、衆議院の方で審議中の専科大学設置の法律とそれから本法との関係です。これがどういふふうになつておるか簡単に答え願ひたい。

○委員長(相馬助治君) 立っただけで全部やつて下さい。もう湯山君とやりませんから全部やつて下さい。

○湯山勇君 それじゃ、一つメモ願ひます。第二は、今、松永委員の質問に関連をして参りますが、大学院の学生に対する奨学費は、大体、一種の方で月一万円、これが原則ではなかったかと思ひます。ところが、実際は

五〇%——この表に出てゐる奨学費を受けておるものの半数くらいが一万円の奨学費を受けておるようであつて、あとの半数ぐらひは二種の六千円くらいしか受けてゐない、こういうことですが、これは大体、大学院の学生というものは全部一種の方を適用すべきではないかと思ひますが、それについてのお考えを伺ひたい、これが第二点です。第三点は、文部省の方でも、大学院学生については、貸与でなく給与するといふような御方針もあつたかと承つておられますが、それについてのお考えを承つたい、これが第三点。それから第四点、大学院では、いろいろたいま御議論があらまされたが、基礎研究はうんとやつてもらわなければならぬと思ひます。ところが就職の關係、それから基礎研究に従事するものの待遇の問題、それから就職先の問題、こういうことが関連いたしまして、本来ならば基礎研究をうんとやらなければならぬものが、生産面に出ていくとか、あるいはたとえば医学で言へば臨床の方にいく、まあこういうことがあげられておられます。それからさらに、条件が悪くても海外へ出ていくと、こういうふうな、基礎研究の部分が実際今日の大学院では思ふやうにできていない、こういうことがしばしば指摘されておりますが、これについてはいまほど、今お話ししましたけれども、抜本的な対策が必要ではないか、基礎研究に対するですね、それについてのお考えを伺ひたい。で、これと関連して、ポストドクトレート・フェローシップの問題、今、大学院で調査してみますと、大体五百名程度もフェローシップを希望しておるそうです。

しかし本年度の予算を見ますと、まあどれくらいになるかわかりませんが、けれども、推測すると三十名内外じゃないかというふうな推測がされるので、すけれども、これははなはだどうも十分ではないかというふうなことも考へます。で、特に基礎研究をしておる者について特別な配慮がなされるものかどうか、これを伺ひたいと思ひます。その次は、やはり大学院のあり方ですけれども、まあ抜本的な御研究は願うとして、現在の、大学と一体になつた大学院というのがよい形態かどうか、つまり大学院を独立させる、教授も、もうこの段階では大学院の教授というものを専任すべき段階ではないかというのを考えるわけですが、そのうでなければ、今回の研究費にいたしましても、その他の問題にいたしましても、大学院を持てゐる大学の学問教育と、それから大学院を持てゐない大学との間には、だんだん開きができてくる。研究費にいたしましても、とにかく二分の一から三分の一ぐらひではないかと思ひます。同じ教授で、同じような科目を持つておる人の……で、こういう形態は、私はやはり学問教育の機会均等というふうな点からいつておもしろくないので、大学院を独立させて、そして大学は大学で、どの大学も同じようなレベルにあるといふようなことを、今とるべきではないかといふようなことを考へます。が、それについての御見解を伺ひたい。それから最後に伺ひたい点は、研究費の増額になつたことは非常にけっこうだと思ひますけれども、その研究費が戦前に比べてはるかに劣つておるということについては、先般、全国の

大学教授連合会あるいは国立大学協会、こういうところから文部省へも要請が参つておるし、資料もきておると思ひます。今日のような研究費の状況では不十分だといふことは、これはどなたも異議のないところですけれども、しかしその不十分な研究費が、光熱費とか、その他の費用で抜かれることは、これはしばしば問題になつて参りました。従つて、研究に當つておる教授は幾ら一体あるのかということがよくわからないといふことが実情です。そこで、その研究費の使途について、少くとも中間経費をその中からとるとして、うような規制がなされてしかるべきではないか。それから現在研究費が出されておりますが、それについてはいろいろ根拠がなければならぬと思ひます、積算の根拠というものが、それはどういふふうな一体お考えになつておられるか。まあ今、緒方局長にいきなりこつちのお尋ねをすることも無理だと思ひますけれども、従来の慣性で、つかみ金のようなものでだんだんふくらんできたといふことが実情だと思ひますけれども、しかし学会に出る費用とか、あるいは研究発表のためのいろいろな費用とか、そういうことを考へて参りますと、やはり研究費であるだけに、その研究費にはある程度根拠を持つて、積算の基礎といふようなものも明確になつておれば、私は中間経費で引かれることも、ある程度規制できるとはならないかといふことを考へます。そこで積算の基礎があればお聞かせ願ひたいし、次の機会にはぜひそういうことを計算して、これだけの研究費が要するといふような研究費の出し方を

をしていただきたいと思ひますが、これに対するお考えを伺ひたい。まだありますけれども、まあその程度でやめておきます。

○政府委員(緒方信一君) 第一点、いわゆる専科大学制度との關係だと思ひます。その専科大学制度ができましたあとも、このたゞいま御審議願つております国立学校設置法の一部を改正する法律によりまして設置いたしまする国立の短期大学はこのままで参ります。それから第二点の大学院の奨学制度の問題でございまして、これは現在予算といたしましては、一部一万円、一部六千円でございます。その数は、予算といたしましては一万円が千五百人、これは医学關係を除いた数を申し上げておきます。それから六千円口が九百人、こういう数になつております。このほかに医学の關係は別になります。それから第三点の……

○湯山勇君 今の第一種にすべきではないかといふこと、全部をです。○政府委員(緒方信一君) 今後の改善の方策といたしましては、実は先般、この育英奨学制度の全般につきまして、中央教育審議会からも答申がございまして、その答申にも、大学院につきましては研究奨励費というものを給与すべきである、こういう答申が出ております。これは第三点の御質問と関連いたしますが、今後十分検討いたしたいと思ひます。それから四番目の基礎研究を充実しなければならぬといふ御趣旨のごとでございまして、言われました通り、教官の待遇の問題でありますとか、もう一つは、いわゆる研究環境といふか、研究に要する施設、設備を十分に整備するといふこ

午後一時五十九分、龍会
三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(坂本昭君外六名発議)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

第三條に次の二項を加える。

3 国及び地方公共団体は、勤労青年で経済的理由により定時制教育又は通信教育を受けることの困難なものに対して適切な奨学の措置を講ずることにつき、特別の考慮を払わなければならない。

4 国及び地方公共団体は、定時制教育又は通信教育に従事する教職員の定員及び待遇については、定時制教育又は通信教育の特殊性に基き、特別の措置を講じなければならない。

第三條の次に次の一條を加える。

(使用者の義務)

第三條の二 勤労青年を使用する者は、勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けることを不当に妨げ、又は勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けることを理由として、当該勤労青年に対し不当に不利な取扱をしてはならない。

第五條の見出し中「補助」を「負担」に改め、同條第二項中「当該高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。」を「負担する。」に改め、同條第三項とし、同條第一項本文「設備」を「施設又は設備」に、「これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。」を「これに要する経費の二分の一を負担する。」に改め、同條を同條第三項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

2 国は、私立の高等学校の定時制教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一を負担する。」に改め、同條を同條第二項とし、同條を第一項として次の一項を加える。

国は、公立の高等学校で定時制教育のみを行うものの校長並びに公立の高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、養護助手、講師及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項（吏員その他の職員）に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）で主として定時制教育若しくは通信教育又はこれらの教育に関する事務に従事するものの給料、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする）、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、産業教育手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償に要する経費の十分の四を負担する。

第六條第一項本文「設備」を「施設又は設備」に、「全部又は一部」を「二分の一」に改め、「予算の範囲内において」を削る。

第六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、私立の高等学校の定時制教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

第七條（見出しを含む。）及び第八條中「補助金」を「負担金又は補助金」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）は、廃止する。
3 当分の間、この法律による改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五條第一項中「扶養手当」とあるのは、「扶養手当、暫定手当」と読み替えるものとする。
4 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六條の四中「公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法第一條」を削る。
5 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第十條に次の一号を加える。
二十七 高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に要する経費
6 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第一條を次のように改める。
第一條 削除
三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（衆）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
第三條第二項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の人数
小学校	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 三、四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十人 二十五人 二十人 十人 十人
中学校	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十人 二十五人 二十人 十人

第三條に次の一項を加える。
4 前二項の場合においては、都道府県の教育委員会は、第二項の表の下欄に掲げる数に五人を加えた数を超える数又は前項に規定する数に五人を加えた数を超える数をもつて、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めることができる。
第四條を次のように改める。
（学級編制の基準についての文部大臣の承認）
第四條 都道府県の教育委員会は、前條第二項又は第三項の場合において、同條第四項に規定する限度内において同條第二項の表の下欄に掲げる数を超える数又は同條第三項に規定する数に五人を加えた数を超える数をもつて、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めることができる。
第三項に規定する数を超える数をもつて公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めようとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。
第五條中「第三條第二項若しくは第三項又は前條」を「第三條第一項の規定により、かつ、同條第二項又は第三項」に改める。
第七條中「合計数」の下に「に百分の百三を乗じて得た数」を加え、第三号及び第四号を削り、第二号を第五号とし、同号中「得た数」の下に「の合計数」を加え、同号の表を次のように改める。

学	校	規	模	乗ずる数
五学級以下の学校				一

六学級から十一学級までの学校
十二学級から十七学級までの学校
十八学級から二十三学級までの学校
二十四学級から三十学級までの学校
三十一学級から三十六学級までの学校
三十七学級以上の学校

二 三 四 五 六 七

第七条中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 学校(分校を含む)の総数に
一を乗じて得た数
- 二 学校総数に二を乗じて得た数
- 三 以上の分校を置く学校の総数に一を乗じて得た数

- 八 八条中「合計数」の下に「に百分の百三を乗じて得た数」を加え、同条第一号から第三号までを次のように改める。
- 一 学校(分校を含む)の総数に
一を乗じて得た数
- 二 学校総数に二を乗じて得た数
- 三 以上の分校を置く学校の総数に一を乗じて得た数
- 四 六学級以下の学校の総数に
一を乗じて得た数
- 五 学校ごとの学級数に百分の八を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

第九条中「合計数」の下に「に百分の百三を乗じて得た数」を加え、同条第一号中「学校」の下に「(分校を含む)」を加え、同条第四号を次のように改める。

- 五 学校ごとの寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数の六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

第九条第三号中「得た数」の下に「の合計数」を加え、同号の表の中欄中「三学級から五学級までの部」を「五学級以下の部」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を次のように改める。

- 二 学校総数に四を乗じて得た数
- 三 学校ごとの小学部の学級数に
一を乗じて得た数及び学校ごとの中学部の学級数に百分の八を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

第十号中「(以下「教職員定数」と総称する。)」を削り、「次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする」を「第一号に掲げる者に係るものを含まないものとし、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとする」に改める。

- 第十二条を第十三条とし、第十一
- 条中「公立の義務教育諸学校に置かれて
- いる教職員の総数が教職員定数」を「当該都道府県内の公立の小
- 学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部及び中学部のそれぞれに置かれている教職員の
- のそれぞれの総数が小学校教職員定数若しくは中学校教職員定数又は盲学校教職員定数」に改め、同
- 条を第十二条とし、第十号の次に次の一条を加える。

(教職員定数条例に係る議案について)の文部大臣の承認)
第十一 都道府県知事は、当該都道府県内の公立の小中学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の定数に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十一条第一項に規定する条例に係る議案を当該都道府県の議会に提出する場合において、当該議案における教職員の定数が、第七号から第九号までの規定により小学校教職員定数若しくは中学校教職員定数又は盲学校教職員定数の標準となるべき数を下るものであるときは、あらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。
附則第二項から附則第五項までを次のように改める。
(昭和三十一年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過規定)
2 昭和三十六年三月三十一日まで
は、第三条の規定の適用については、同条第四項中「第二項の表の下欄に掲げる数に五人を加えた数」をこえる数又は前項に規定する数に五人を加えた数と改める。
3 前項に規定する日までは、第七号の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「第一号、第二号、第四号及び第五号」とする。
4 附則第二項に規定する日までは、第八号の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「第一号、第二号及び第五号」と、同条第二号中「二を乗じて得た数」とあるのは「三分の二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」と、同条第五号中「五分の八」とあるのは「五分の七」と読み替えるものとする。
5 附則第二項に規定する日までは、第九号の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号」と、同条第二号中「四」とあるのは「二」と、同条第三号中「五分の八」とあるのは「五分の七」と、同条第五号中「六分の一」とあるのは「七分の一」と読み替えるものとする。
(昭和三十六年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過規定)
6 昭和三十六年四月一日から昭和

と、同条第二号中「二を乗じて得た数」とあるのは「三分の二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級から十七学級までの学校	一
十八学級から三十学級までの学校	二
三十一学級から四十二学級までの学校	三
四十三学級以上の学校	四

三十七年三月三十一日まで、第三条の規定の適用については、同条第四項中「第二項の表の下欄に掲げる数に五人を加えた数」をこえる数又は前項に規定する数に五人を加えた数と改める。
7 昭和三十六年四月一日から昭和

と、同条第二号中「二を乗じて得た数」とあるのは「三分の二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

ないで、次の表によるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
十一学級以下の学校	一
十二学級から二十三学級までの学校	二
二十四学級から三十六学級までの学校	三
三十七学級以上の学校	四

8 昭和三十六年四月一日から昭和
三十七年三月三十一日までは、第
八条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号、第二号及び第五号」と、同
条第二号中「二を乗じて得た数」
とあるのは「三分の四を乗じて得
た数（一未満の端数を生じたとき
は、一に切り上げる。）と、同条
第五号中「五分の八」とあるのは
「二分の三」と読み替えるものと
する。

9 昭和三十六年四月一日から昭和
三十七年三月三十一日までは、第
九条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号から第三号まで及び第五号」
と、同条第二号中「四を乗じて得
た数」とあるのは「三分の八を乗
じて得た数（一未満の端数を生じ
たときは、一に切り上げる。）と、
同条第三号中「五分の八」とある
のは「五分の七」と、同条第五号
中「六分の一」とあるのは「七分
の一」と読み替えるものとする。
（昭和三十七年度における学級編

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校	一
六学級から十七学級までの学校	二

制及び教職員定数の標準に関する
経過規定）

10 昭和三十七年四月一日から昭和
三十八年三月三十一日までは、第
三条の規定の適用については、同
条第四項中「第二項の表の下欄に
掲げる数に五人を加えた数」をこえ
る数又は前項に規定する数に五人
を加えた数と読み替えるものとする。
（昭和三十八年度における学級編
制及び教職員定数の標準に関する
経過規定）

11 昭和三十七年四月一日から昭和
三十八年三月三十一日までは、第
七条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号、第二号、第四号及び第五
号」と読み替え、同条第五号の表
によらないで、次の表によるもの
とする。

十八学級から三十学級までの学校
三十一学級から四十二学級までの学校
四十三学級以上の学校

三 四 五

12 昭和三十七年四月一日から昭和
三十八年三月三十一日までは、第
八条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号、第二号及び第五号」と、同
条第五号中「五分の八」とあるの
は「二分の三」と読み替えるもの
とする。

13 昭和三十七年四月一日から昭和
三十八年三月三十一日までは、第
九条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号から第三号まで及び第五号」
と、同条第三号中「五分の八」と
あるのは「二分の三」と読み替え
るものとする。

14 昭和三十八年四月一日から昭和
三十九年三月三十一日までは、第
三条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号、第二号、第四号及び第五
号」と読み替え、同条第五号の表
によらないで、次の表によるもの
とする。

15 昭和三十八年四月一日から昭和
三十九年三月三十一日までは、第
七条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号、第二号、第四号及び第五
号」と読み替え、同条第五号の表
によらないで、次の表によるもの
とする。

学 校 規 模
五学級以下の学校
六学級から十一学級までの学校
十二学級から二十三学級までの学校
二十四学級から三十学級までの学校
三十一学級から三十六学級までの学校
三十七学級以上の学校

一 二 三 四 五 六

16 昭和三十八年四月一日から昭和
三十九年三月三十一日までは、第
八条の規定の適用については、同

条中「次の各号」とあるのは「第
一号、第二号及び第五号」と読み
替えるものとする。

17 昭和三十八年四月一日から昭和
三十九年三月三十一日までは、第
九条の規定の適用については、同
条中「次の各号」とあるのは「第
一号から第三号まで及び第五号」
と読み替えるものとする。
（教職員の現員が標準定数をこえ
る場合の経過措置）

18 都道府県の教育委員会は、昭和
四十年三月三十一日までは、毎学
年、当該都道府県内の公立の小学
校又は中学校の一学級の児童又は
生徒の数の基準を定めるに当り、
前学年の終における当該都道府県
内の公立の小学校又は中学校に置
かれていた教職員のそれぞれの総
数（以下「前学年の終における現
員」という。）が第七条又は第八条
の規定により算出した数をこえる
ときは、当該基準が第三条第二項
の表の下欄に掲げる数を下ること
とならない限度において、小学校
教職員定数又は中学校教職員定数
の標準となるべき数が当該前学年
の終における現員に達するまで、
学級規模の適正化を行うものとし
る。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一
日から施行する。

三月六日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、国立及び公立の義務教育諸学校
の児童及び生徒に対する教科用図
書の給与に関する法律案（衆）

国立及び公立の義務教育諸学校の
児童及び生徒に対する教科用図書

の給与に関する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法に定める義務教育無償の原則に則り、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科用図書を給与し、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

第三条 国及び地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校に就学する児童及び生徒に対し、当該義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法第二十一条第一項(同法第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。以下同じ。))を、各学年(二以上の学年を通じて一種類の教科用図書を使用する教科にあつては、当該二以上の学年)ごとに、各教科につき一種類(政令で定める教科については、政令で定める二以上の種類)ずつ給与する。

2 前項の教科用図書の給与は、義務教育諸学校の校長を通じて行うものとする。

(国の負担)

第四条 国は、地方公共団体の設置する義務教育諸学校に就学する児童及び生徒に係る前条第一項の教科用図書の給与に要する経費の全部を負担する。

(特別区に関する特例)

第五条 特別区の設置する義務教育諸学校は、この法律の適用については、都が設置しているものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 前項の規定にかかわらず、この法律は、昭和三十五年度において小学校並びに盲学校及び聾学校の小学部の第一学年から第三学年までの児童に限り、昭和三十六年度においては小学校並びに盲学校及び聾学校の小学部の児童に限り、適用する。

(就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の廃止)

3 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年

法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に

関しては、なお、従前の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、当該都道府県又は当該都道府県に包括される市町村の設置する養護学校の小学部又は中学部に就学する児童又は生徒に係る教科用図書の購入

費の全部を支弁しなければならない。

第三条第一項中「第一」項の下に「又は第二項」を加える。

第四条中「負担する」を「同条第二項の規定により都道府県が支弁する経費の全部を負担する」に改める。

(附則第四項の規定の施行に伴う経過規定)

5 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係る教科用図書の購入費の支弁については、昭和三十五年度においてはこれらの学校の小学部の第四学年から第六学年までの児童及びこれらの学校の中学部の生徒に限り、昭和三十六年度においては、これらの学校の中学部の生徒に限り、適用する。

6 新就学奨励法第二条第二項の規定による公立の養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係る教科用図書の購入費の支弁は、昭和三十五年度においては小学部の第一学年から第三学年までの児童に係るものに限り、昭和三十六年度においては小学部の児童に係るものに限り、昭和三十五年度における小学部の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学部の生徒に係る教科用図書の購入費の支弁については、新就学奨励法の規定にかかわらず

す、なお、従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の二の次に次の一号を加える。

二十九の二の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に関する法律(昭和三十四年法律第 号)の定めるところにより、盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に対し教科用図書を給与すること。

別表第二第二十七の二の次に次のように加える。

(二十七の二の二) 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に関する法律の定めるところにより、小学校及び中学校の児童及び生徒に対し教科用図書を給与すること。

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に要する経費

(生活保護法の一部改正)

9 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十三条第一号中「教科書その他の」を削る。

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法等の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名発議)

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教員(教育職員免許法の適用を受ける者を除く。)」の下に「並びに寮母」を加える。

第九条中「又は教員」を、「教員又は寮母」に改める。

第二十八条第二項中「助教諭」の下に「養護助教諭」を加え、同条に次の一項を加える。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十条第二項中「助教諭」の下に「養護助教諭」を、「技術職員」の下に「実習助手」を加え、同条に次の一項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条之二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置か

なければならぬ。但し、寄宿舎を置かないものにあつては、この限りでない。

寮母は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の世話及び教育に当る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

第二条第一項中「及び部局長」を「部局長及び寮母」に改め、

同条第二項中「助教諭」の下に「助手」を、「養護助教諭」の下に「養護助教諭、実習助手」を加える。

第三条中「及び部局長」を「部局長及び寮母」に改める。

第二章第二節の節名中「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

第十三条第一項中「並びに教員」の下に「及び寮母」を加え、「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

第十三条の二中「又は教員」を「教員又は寮母」に改める。

第十四条第一項中「及び教員」を「教員及び寮母」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

昭和三十四年三月十四日印刷